平城京西市跡

右京八条一坊十二坪の発掘調査

1982. 3

奈良国立文化財研究所編

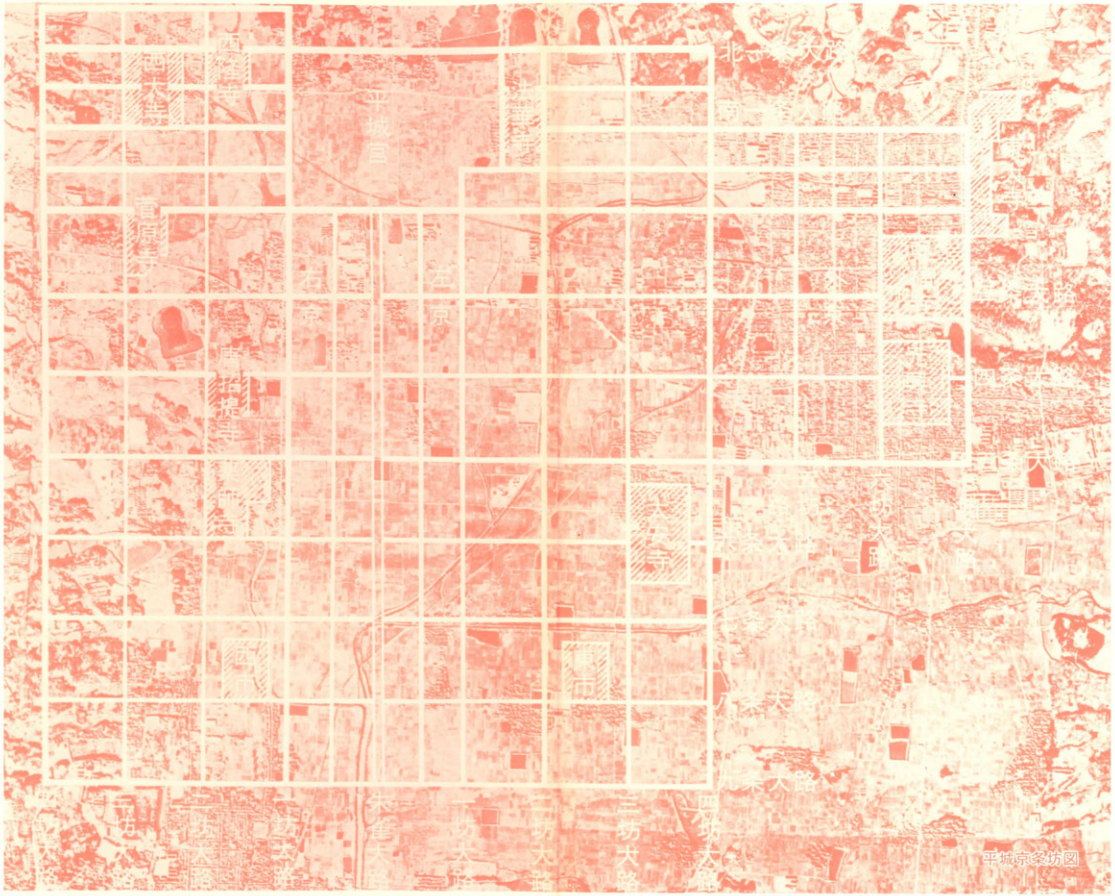
平城京家坊図

例　　言

1. 本書は平城京西市推定地の一画、右京八条二坊十二坪（大和郡山市九条町字山本237、240－1、241－1、242、243、245－1）で三次にわたり実施した発掘調査に関するものである。この調査は、株式会社吉本工務店が同地に計画したマンション建設の事前調査として実施した。
2. 三次の調査は、奈良県教育委員会から委嘱を受けた奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が行ない、鬼頭清明・山本忠尚・甲斐忠彦・巽淳一郎・加藤允彦・上原真人・山岸常人・森郁夫・田中哲雄・金子裕之・毛利光俊彦・清水眞一・佐藤信・岩永省三・杉山洋が参加した。調査期間、面積は次の通り。第1次調査（'80.11.4～12.24. 459㎡）。第2次調査（'81.4.8.～6.25. 1,160㎡）。第3次調査'81.7.13～7.31. 296㎡）。
3. 調査の費用は、第1次調査が国庫補助金により、第2・3次調査が原因者である吉本工務店の負担によった。調査に際しては、奈良県教育委員会事務局・大和郡山市教育委員会事務局・吉本工務店に種々御尽力いただいた。
4. 本書の作成は、岡田英男の指導のもとに以下の者があたり、執筆者全員の討議を経た。Ⅰ佐藤信、Ⅱ－1鬼頭清明、Ⅱ－2、Ⅲ金子裕之、Ⅳ－1森郁夫、Ⅳ－2上原真人、Ⅴ森郁夫。　編集は、金子裕之が担当した。
5. 遺構・遺物の写真は、八幡扶桑・佃幹雄が担当し、渡辺衆芳・池田千賀枝が協力した。また樹種鑑定は光谷拓実が、金属分析は沢田正昭・成瀬正和が行った。
6. 本書の作成にあたり、知恩院、東大寺図書館、奈良市役所の各機関（五十音順）より図版の提供をいただいた。

序

奈良盆地の北端に位置する平城京は南北約５km、東西約６kmにも及ぶ広大なもので、わが古代律令国家のシンボルともいうべき巨大な都市であります。この中心である平城宮については国有地化が図られ、年々発掘調査によってその内容が次々と判明されております。京域に関しましてもようやく発掘調査が軌道にのりはじめ、ほぼ全域に貴重な平城京の遺構の存在することが明らかとなってきました。

朱雀大路をはさんで京の東西にほぼ対称的に設けられた東西両市はまさにこの京の経済の中心ともいうべき役割をはたした重要な場所であります。今回、吉本工務店がマンションの建設を計画した地が平城京右京八条二坊にあたり、この西市想定地に相当するため建設工事に先だって奈良国立文化財研究所に依頼して発掘調査を実施するはこびとなりました。その結果、本書に示されておりますような貴重な資料を得ることができました。

本書が今後の平城京の保護、研究、ひいては古代史研究の一助ともなりえれば望外の喜びと存じます。

最後になりましたが、本調査を担当いただきました奈良国立文化財研究所の関係各位の労苦に対して厚く感謝申し上げます。

1982年３月31日

奈良県教育委員会教育長

中　村　章太郎

目　　次

Ⅰ　沿　革　　P.

1　平城京の東西市……1

2　平城京東西市の比定……3

3　西市跡の現状……4

Ⅱ　調　査

1　調査の原因と経過……7

2　調査の概要……8

Ⅲ　遺　構

1　層位……11

2　奈良時代の遺構……11

3　中世の遺構……17

Ⅳ　遺　物

1　土器類……19

2　木製品・金属製品……26

Ⅴ　まとめ……28

平城京市関係史料（抄）……30

図　版　目　次

図

		P.
巻首	西市推定地域航空写真	
fig. 1	調査地位置図	03
2	西市推定地周辺航空写真	04
3	平城京の地形と運河	2
4	西市推定地周辺の条坊痕跡	3
5	平城京市指図	4
6	西市第２次調査遺構全景	6
7	遺跡周辺の地形と条坊	8
8	発掘区位置図	9
9	発掘した４基の井戸	10
10	十二坪検出遺構図	13
11	井戸遺構図	14
12	金属製品	15
13	井戸の番付	15
14	十二坪の地割り	16
fig. 15	土盗人の取締りを訴えた文書	17
16	奈良時代の食器セット	18
17	土器実測図(1)	20
18	〃　(2)	21
19	土馬	24
20	中世土器実測図	24
21	土釜の出土状況	25
22	中世の土器	25
23	木製品実測図	26
24	多足机・棚板状木製品	27
25	「西市交易銭」木簡	28
カット	軒丸瓦6012Ｆ	30
平城京条坊図		表紙見返
平城京復原模型		裏表紙見返

表

		P.
tab. 1	平城京東西市の比定をめぐる諸説	5
2	奈良時代の遺構	12

表紙　西市推定地域航空写真
西市上空より薬師寺・平城宮方面を望む。1980.10.2 撮影

fig. 1　調査地位置図
国土地理院1972年作成 1/25000「奈良」「大和郡山」の一部を使用

I 沿革

1. 平城京の東西市

都城と市　平城京西市は東市とともに都城内に設けられた官営の市場であり、奈良時代における流通の中枢であった。中国では古く「面朝後市」(『周礼』考工記)の言葉が知られ、歴代の都城に市が設けられて、皇帝はその膝下に流通を掌握していた[1]。日本においては、都城成立以前に交通の要衝に市が立ち、にぎわったことが海石榴市(つばいち)・軽市(『日本書紀』)等から知られる。都城制にともなう市として明確に知られるのは、「中市」「市廛(してん)」「南門」の記録を残す[2]藤原京の市が初めとなろう。藤原宮出土の木簡にも「□於市□遣糸九十斤覆王　猪使門」と記すものがみられた[3]。また大宝令では東西市司が置かれたと考えられ、『扶桑略記』『帝王編年記』には大宝3年(703)に「是歳東西市を立つ」「始めて東西市を立つ」とするが、今のところ藤原京の市の遺構面での実態は明らかになっていない。

養老令の市規定　平城京の東西市については、市に関する養老令の規定(『令義解』)をみよう。関市令には、市は正午に集い日没前に解散すること(市恒条)、肆(いちくら)ごとに商品名の標示を立て、また市司は物価を記録すること(毎肆立標条)、市では男女座を別つこと(在市条)、そして官の物品購入以外はすべて市で交易し時価に従うべきこと(除官市買条)などを定める。また死刑を市で決すること(獄令決大辟条)、皇親・五位以上が自らの帳内・資人・家人・奴婢等を遣して市肆(いちくら)を設け商売してはならないこと(雑令皇親条)も令文にみえる。そして市の管理統制にあたる官司として、東西市司が置かれたことはいうまでもない(職員令東市司条)。

延喜式の市規定　さらに平安京時代の史料となるが、『延喜式』(東市司式)には平安京の東西市で扱った品目を東市51廛(てん)・西市33廛と列挙するほか、市司が毎月の沽価帳(こかちょう)・毎年の市人籍帳を進めること、官人・使が市の榎前にそろって罪人を罰すること、毎月十五日以前は東市、十六日以降は西市に集うこと、などの条文がある。もっともこのうち最後の点は正倉院文書(天平7年11月20日左京職符〔『大日本古文書』1巻632頁〕等)をみると東西市とも月の前・後半に分かれず機能しており、奈良時代まではさかのぼらない。

市の機能と実態　次に、市の機能に即しつつ平城京東西市の史的な実態をみよう。まず流通の拠点としての経済的機能を交易のあり方からみると、(1)京職等の官司の必要に応じて市司が物品を購入して進送するという例がある(前掲左京職符等)。平城宮から出土した天平末年の「西市司交易銭」木簡[4](fig.25)は、市司に置かれたこうした交易用の銭の存在を示すものと思われ、他方市司は出挙銭も行なっていたことが知られる[5]。また(2)造東大寺司は配下に東市庄・西

1. 岸俊男「日本の宮都と中国の都城」(『都城』所収)。
2. 『日本書紀』持統3年(689)11月丙戌条、『続日本紀』慶雲2年(705)6月丙子条。
3. 奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡一』2号木簡。
4. 同『平城宮木簡一』487・488・489号木簡。
5. 天平7年某月9日左京職符(『大日本古文書』1—641)。

◀fig.2　西市推定地周辺航空写真　1962年撮影

交易の相諸

市庄をもち、各二人の領(あずかり)が恒常的に物資の調達にあたっていた。彼らの活発な活動は正倉院文書の各所にみえ、さらにその活動の拠点として、東市西辺に相模国の調邸の地を購入し、倉庫をともなう庄地を確保している。(3)そこに表われた相模国の調邸は、調庸等貢進物の京における集積地としての機能とともに、市での交易を通して不足品を補い代物を交換する役割をも果したと思われ、諸国も東西市において経済活動を行なったことが知られる。市の周辺にはこうした中央・地方諸官司の施設が集まっていたであろう。そして官司だけでなく、(4)官人達も東西市で交易を行なったことは前述雑令皇親条からもうかがえる。また(5)賤人が東市の東門から入って経巻を売り、西門から出ていったという説話が『日本霊異記』（中巻第19）にあり、平城京に生活した人々も市で交易したことがわかる。『万葉集』の「西の市にただ独り出でて眼並べず買ひてし絹の商じこりかも」（巻7—1264）という歌は、西市へ一人で行って買った絹は買いそこないであったことよという意であるが、市のもつ活気ある雰囲気が間接にうかがえよう。

市の第二の機能として刑罰の執行の場になった(獄令決大辟条)のは、こうした人々の集う場としての性格に由来しよう。また、市には「市辺に餓人多し」「東西市頭に乞丐者衆し」というように[6]、困窮の民が集中したことも見逃せない。市と市人が都城において政治的にも重要な位置を占めたことは、8世紀半ばの政情不安定な時期に相ついだ遷都の場面で、市・市人の動向が一つの焦点となったことにもうかがえるであろう[7]。

市の景観

ここで、市の具体的な景観を考えよう。市の四周には垣がめぐり、これを越えることは禁じられている（衛禁律越垣及城条）。垣には門が開いており、先述の霊異記の話から東門・西門の存在が知られる。市中には「市廛(してん)」「肆(いちくら)」と呼ぶ店舗が建ち並び、各々商品名の標

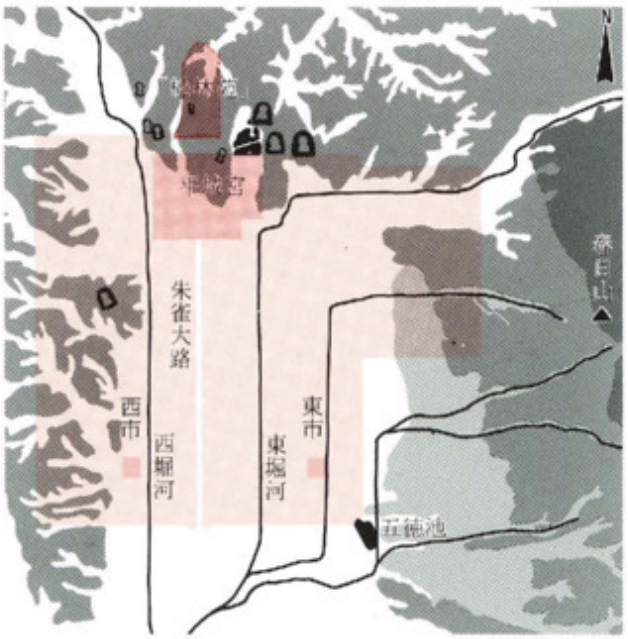

fig. 3　平城京の地形と運河

6. 『続日本紀』天平宝字3年（759）5月甲戌条・天平宝字8年（764）3月己未条。
7. 『続日本紀』天平13年（741）8月丙午条・天平16年（744）閏正月戊辰条・天平17年（745）5月丁卯条。特に天平16年には恭仁と難波のどちらに都するかを市人らに下問している。また延暦5年（786）5月辛卯条の長岡京遷都の際も「左右京及び東京市人」に物を賜わっている。

市地の水田化

示を立てている。ここには万葉歌に「東の市の植木」（巻3－310）と歌われた街路樹もあったであろう。また市内には市司の「院」があり、その囲いにも門があった。『延喜式』によると市司の南門の内側には南庭と称する広場があり、南庭には櫓が建ち、刑の執行の場となっている。市の周辺には諸官司の倉庫等の建物群がとりまき、近接した堀河にも運送に関わる施設があったはずである。しかし、こうした市も長岡京への遷都後姿を消してゆくことになる。東市の近くにはつづいて辰市が立ち、平安後期には『枕草子』に「たつの市」（第14段）とみえる程にぎわうものの、東市・西市の地はやがて水田化していったようである。[8]

2. 平城京東西市の比定

東西市左右京八条二坊説

平城京東西市の地をどこに求めるかについては、従来平城京の研究とともに諸説が呈示されてきた（tab.1）。関野貞氏は、辰市村大字杏（からもも）字辰市と郡山町大字九条字市田の両字名から、東西市を各々左京・右京の八条（二坊）に推定した。つづいて西村真次氏は、辰市の地を字宮東・宮北・宮西の中心に限定し、「平城京市指図」（知恩院所蔵写経所紙筆授受日記紙背、fig.5）とあわせて条坊の検討から、東市を左京八条二坊五～七・十～十二坪とし、西市はそれと対称の字市田を含む右京八条二坊五～七・十～十二坪の地と考定した。しかし、福山敏男氏は東大寺の市庄地に関する一連の薬師院文書を理解することにより[9]東市が左京八条三坊にあったことを明らかにし、その五～七・十～十二坪に東市を比定して、西市はその対称地右京八条三坊に推定した。だがこのうち西市については、田村吉永氏・高柳光壽氏は右京八条三坊では丘陵地に入ること（fig.6）、その一坊東ならば小字市田も存

東西市左右京八条三坊説

8. 10世紀後半の東大寺寺領田畠中には「西市地」「東市地」がみえる（『東大寺要録』巻6封戸水田章第8所引湛照僧都分付帳）が、12世紀末・14世紀後半の東市地内の田畠売券では、既に市についての記載はみられない（東大寺文書未成巻文書建久元年10月晦日沙弥西因畠地売券〔第3部第5－315号〕、東大寺文書応安4年卯月5日沙弥明覚宗虎・同丸田地売券・同年卯月14日沙弥明覚田地売券〔『大日本古文書　家わけ第18東大寺文書』8－691号・6－118号〕）。

9. 文書を一括してとらえると、市庄地（相模国調郡の地）は東市西辺にあり、かつ左京八条三坊に存在したことが知られる（『大日本古文書』4－58・83・109・114）。

fig.4　西市推定地周辺の条坊痕跡

西市右京八条二坊説

在し、平城京の西堀河である秋篠川にも接することから、右京八条二坊五～七・十～十二坪と比定を改めた。この説に対して大井重二郎氏は平城京の都市計画としての左右対称性を重視し、西市をあくまで右京八条三坊に求めている。さて、以上の諸説はいずれも「平城京市指図」によって市域を東西二坪・南北三坪の計六坪と考えたのであるが、今泉隆雄氏は岸俊男氏らとともに同図の原本を調査し、6個所の「市」の記載のうち南2個所は墨抹されていることを明らかにした。すなわち、同氏によると東市は左京八条三坊五・六・十一・十二坪、西市は右京八条二坊五・六・十一・十二坪の各四坪となり、市域は正方形になる。岸俊男氏は、さらに藤原京から平安京に至る方形の市域の継承関係や、霊異記の東門・西門の記載が四坪説に符合することを指摘している。こうして今日では、市域を四坪として東市を左京八条三坊五・六・十一・十二坪、西市を右京八条二坊五・六・十一・十二坪に比定する説が有力になりつつある。ただ西市に関しては、先の大井氏のように右京八条三坊に推定する見解があり、また後述のように四坪推定地の中央に東西に連なる堀河らしき痕跡が認められること、「市田」の字名（右京八条二坊二・七・十・十五坪の地）や「字一太（いちだ）」の記録（同十五坪、奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』）が推定地の北に外れることなど、なお問題も残されている。これらの問題をふくめ、市地比定問題の解決には今後の発掘調査の進展が待たれるのである。

市域四坪説

西市比定の問題点

3. 西市跡の現状

西市が比定される平城京右京八条二坊五・六・十一・十二坪の地は、奈良県大和郡山市九条町の山本（四・五・十二・十三坪）・エナン所（三・六・十一・十四坪）にあたり、市田の

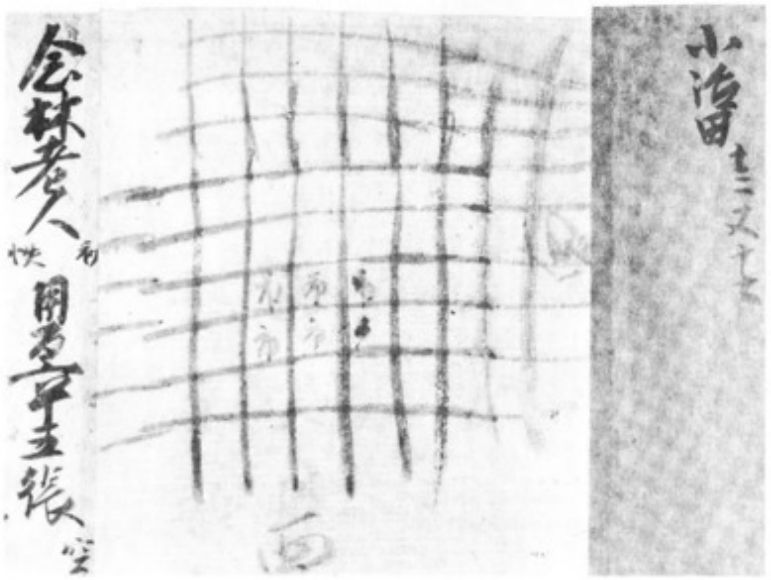

知恩院所蔵の「写経所紙筆授受日記」の紙背に描かれた「平城京市指図」。文書の接続と紙背から、本図の年代は天平初年～天平感宝元年（749）の間と考えられる。「市」の記載が6箇所にみえ、市域は6坪と推定されてきたが、原本の調査によって南2箇所の「市」は消されていることがわかり、市域は4坪と考えられるようになった。

fig.5　平城京市指図

堀河の痕跡

南に接している（fig.4）。この地は奈良盆地西縁を南流する秋篠川＝平城京西堀河に西接し、すぐ西には西ノ京丘陵を背にする。市域内を細かくみると、字エナン所の南辺に東西に幅25ｍ程の細長い地割が一列に連なっていることが注目される。ここは周囲より一段低い水田（一部養魚池）であり、その南沿には東の秋篠川へ向かって流れる水路が現在も存在し、方位が条坊と合うことから、平城京堀河の痕跡である可能性が認められる。

土地利用状況

この西市市域は、明治18年（1885）測量の陸地測量部仮製２万分の１地形図をみると全域が水田であり、同じく明治41年（1908）地形図でも一部が果園となっているが人家はみられない。昭和37年（1962）の空中写真による奈良国立文化財研究所1,000分の１地形図では、十二坪南端の一部に民家が数軒建っているが、他は水田のままであり、そのうち１割程が養魚池に変わっている。今回の調査前の土地利用状況はその時とほぼ同じであり、五坪の地に４階建建物が一棟建った他は木造家屋の新築が１・２みられるのみで、水田の養魚池化が進んではいるが、養魚池は水田の床土の上に造成されるのでさほど大きな土地改造とはなっていない。開発の進んだ平城京域の中でも、西市跡は市域の大半が水田・養

西市跡の危機

魚池として残された稀少な地であるといえよう。なお大和郡山市の都市計画によると、西市推定地のうち六・十一坪の部分は市街化調整区域とされたが、南の五・十二坪の部分は住居地域として開発規則の対象からは外されている（「大和郡山市全図都市計画一般図」1978年）。この地は近鉄橿原線九条駅そばの交通至便な地であり、保存のための適切な措置がない限り、西市跡は今後急速に都市化の波をかぶることになると思われる。

tab.1　平城京東西市の比定をめぐる諸説

	氏　名	東市の比定	西市の比定	市域（東西×南北）	典拠
①	関野　貞	左京８条(２坊)辰市村大字杏字辰市	右京8条(2坊)郡山町大字九条字市田	６町（２町×３町）	『平城京及大内裏考』1907
②	魚澄惣五郎	左京８条	右京８条	６町（２町×３町）	「正倉院文書に見ゆる平城京東西市に就て」（『寧楽』12号）1929（『古社寺の研究』1931所収）
③	西村真次	左京８条２坊 5～7・10～12坪	右京８条２坊 5～7・10～12坪	６町（２町×３町）	『日本古代経済交換篇第二冊市場』1933
④	福山敏男	左京８条３坊 5～7・10～12坪	右京８条３坊	６町（２町×３町）	『日本建築史の研究』1943
⑤	田村吉永	左京８条３坊 5～7・10～12坪	右京８条２坊 5～7・10～12坪	６坪（２坪×３坪）	「平城京の西堀河と西市」（『大和志』10－９）1943
⑥	高柳光壽	左京８条３坊 5～7・10～12坪	右京８条２坊 5～7・10～12坪	６町（２坪×３坪）	「東大寺薬師院文書の研究」（『日本歴史』101・102）1956
⑦	大井重二郎	左京８条３坊 5～7・10～12坪	右京８条３坊 5～7・10～12坪	６坪（２坪×３坪）	「平城京の東西市」（『続日本紀研究』６－５・６）1959（『平城京と条坊制度の研究』1966所収）
⑧	今泉隆雄	左京８条３坊 5・6・11・12坪	右京８条２坊 5・6・11・12坪	４坪（２坪×２坪）	「所謂『平城京市指図』について」（『史林』59－２）1976
⑨	岸　俊男	左京８条３坊 5・6・11・12坪	右京８条２坊 5・6・11・12坪	４坪（２坪×２坪）	「日本の宮都と中国の都城」（『都城』）1976
⑩	奥野中彦	――――	――――	４坪（２坪×２坪）	「平城京図」（『日本荘園絵図集成』下）1977

Ⅱ 調 査

1. 調査の原因と経過

今回報告する西市跡の発掘調査は第1次～第3次までの3度にわたって、西市推定地の西南部（右京八条二坊十二坪）で行なったものである。調査原因は、大和郡山市の建設業者、株式会社吉本工務店が、住宅開発業者アーバンライフ株式会社と協力し、西市推定地内の西南部分にマンション建設を計画したことにある。このマンション計画は敷地面積約6568㎡、七階建の規模をもつ。この建設が実施されれば、西市跡推定地の相当な部分が破壊されることは明瞭であった。一方、吉本工務店から開発にともなう発掘届を受けとった文化庁は、西市跡が平城京内の周知の遺跡の中でも特に重要なところであり、また平城京内の各種の遺跡が近年急速に、開発によって失われてきたことなどを考慮して、工事を中止させ西市跡の保存措置を構ずる方向で対処することとした。文化庁は奈良県教育委員会および郡山市教育委員会と協議の上、西市跡の遺構の状況を確認するための発掘調査を行うこととした。発掘調査の経費は、事実上工事着工を認めたかたちでの原因者負担による支出を避け、国庫補助金によることとした。この補助金による発掘調査は、奈良県教育委員会が奈良国立文化財研究所に委嘱した。奈良国立文化財研究所はマンション建設予定地内で4箇所、東に隣接する民有地で2箇所トレンチを設定し発掘調査を実施した。これが第1次調査にあたる。

マンション計画

発掘調査の指示

この第1次調査の結果に対して、文化庁、奈良県等の行政機関は、マンション建設を中止させるに足る資料が充分検出できなかったということを理由に、史跡指定等による西市跡の保存措置を構ずることができなかった。さらに文化庁、奈良県等は、マンション建設を長期間にわたって中断したままにしておくことは困難なことを理由にして、原因者負担による緊急調査をマンション建設の予定地内で早急に行うこととした。この調査は第2・3次調査として、第1次調査と同じく奈良県教育委員会から委嘱を受けた奈良国立文化財研究所が行なった。この結果文化庁は、なお工事を中止させるにいたる成果が得られなかったとして、工事着工をやむを得ないものとして認めた。またこの間、西市跡の保存を要求する市民運動等も行われたが、マンション建設を中止させるにはいたらなかった。

三次の発掘調査

マンション認可

◀ fig. 6 西市第2次調査遺構全景 1981. 6. 24撮影
第2次調査区全景と西市＝右京八条三坊説推定地の現況（東から）。数年前まで山林だった九条駅西側の丘陵地帯は、近年の都市化によって住宅密集地となった。宅地化が駅東側の水田地帯に及ぶのは今や時間の問題である。

'80. 9 吉本工務店、マンション建設に関わる発掘届提出
10 文化庁長官、建設予定地の発掘調査を指示
11 西市の破壊報道。市民団体保存運動に立ち上る
11 西市第1次発掘開始（11/4～12/24）
12 奈良県教育委員会マンション建設許可の意向固む
'81. 4 西市第2次発掘開始（4/8～6/25）
7 吉本工務店建設着工。西市第3次発掘（7/7～31）
8 奈良県教育委員会マンション建設を認可（7/12）

2. 調査の概要

第1次調査（1980. 11. 4.～12. 24　459㎡）

事前の破壊

十二坪の大半を占めるマンション建設予定地は、不整形で、その東南隅に県道からの狭い進入路がある。調査直前は、この進入路に続く敷地の一画を建築残土の捨て場としていたため、盛土が10m近い高さに達していた。また全体の4割近い面積を占める西北の養魚池は仮登記の状態で、使用中であり、ともに調査不能であった。ただ敷地のほぼ中央部のみは全体が草地で、東側の盛土が若干流れこんでいたが、調査は可能であった。この状況から、第1次調査は敷地中央部で実施することになったが、下見の結果、そこはごく最近重機によって掘り返され、発掘調査不可能な状態になっていたので、当調査部は奈良県教育委員会へ連絡し、協議の結果盛土を移動、その下層を調査することになったが、上述のように敷地の4割が養魚池である上に、盛土の移動は費用の問題から若干の範囲にとどまった。このため、発掘区は小規模にせざるを得なかった。（Aトレンチ、なお残りの盛土部分の下層は第3次調査で発掘）。

困難な第1次調査

Aトレンチでは建物2、塀1を検出、次いで最近の掘り返しの浅いところを選び、Dトレンチを設けた。ここで破壊を免れた東西塀SA385を検出した。この塀は十二坪の南北2等分点上に位置するので、それをさらに明確にするため東側の建設予定地外の水田を借地し、SA385の延長線上にDトレンチを設けSA385の延長部分を確認した。

地割りの塀

次に八条大路北側溝推定位置が進入路部分にあたるので、盛土を排除しEトレンチを設けた。ここで北側溝SD380を検出した。

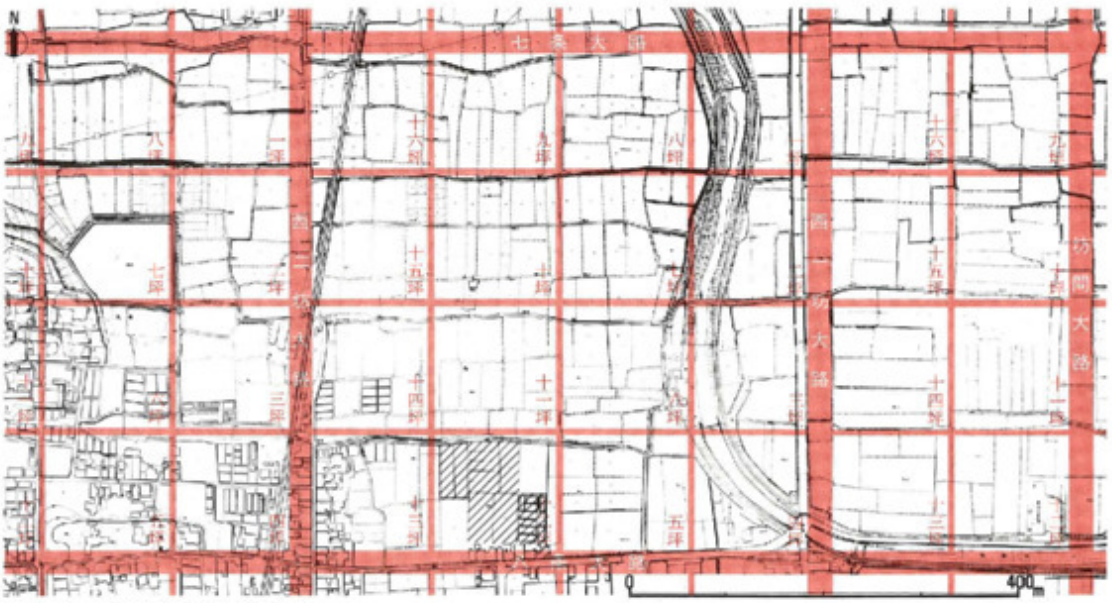

fig. 7　遺跡周辺の地形と条坊

奈文研作成 1/1000 地形図「西市」「観音寺」「薬師寺」「西ノ京」使用。
（1962. 12撮影、1971. 3補足調査、行政区画は1963. 10現在）

第２次調査（1981.4.8～6.25　1160㎡）

敷地西北の養魚池３ケ所に発掘区を設定した。Ｆトレンチでは、井戸２と建物１、塀２を確認、井戸SE393は四隅に支柱を建て、横板を落し込む型式であるが、中世に横板数段分を抜取り、あとに塔婆形の木製品を入れこんでいた。Ｇトレンチは北半分で建物２棟（SD389、390）を検出したが、南半分は中世の土壙が重複していたため奈良時代の遺構は検出できなかった。また十二坪の西境に拡張したが、区画施設は撹乱のため確認できなかった。Ｈトレンチは東西23ｍ、南北29ｍの範囲を発掘。遺構が希薄で、南端に中世の土壙群がみられたが、北半分は発掘区に斜行する京造営前の自然流路と、その跡地に設けた井戸SE395が主要遺構である。あるいはここが広場であったか。この調査で検出した井戸３基の配置からみて、十二坪はSA385の北側も南北に数等分した可能性がある。

３基の井戸

第３次調査（1981.7.13～7.31　296㎡）

県道からの進入路とその北側を発掘した。一部では基礎工事が始まっており、盛土を全面排除しての発掘は不可能であったので、南北に長いＩトレンチとそれに直交するＪトレンチを設定した。Ｉトレンチでは建物、塀各２、井戸１を検出、建物SB400の南面は十二坪の南北８等分点と一致する。このことからみて、十二坪全体が南北に４ないし８等分されていた可能性が生じた。Ｊトレンチでは建物２と塀、溝各１を検出。建物SB402は同位置に２度の重複がある。最後に、第１次調査トレンチに接してＫトレンチを設け、築地塀の北西落溝の可能性がある東西溝、SD382を検出した。また井戸SE407から重圏文軒丸瓦が出土した。この軒瓦は重郭文軒平瓦と組み合い、平城宮、難波宮で用いられた。

重圏文軒丸瓦出土

このように、三次に亘る調査は、遺憾ながら主要地域の遺構破壊、敷地の複雑な権利関係、工務店側の建設の都合が先行し、計画的に進めることができなかった。

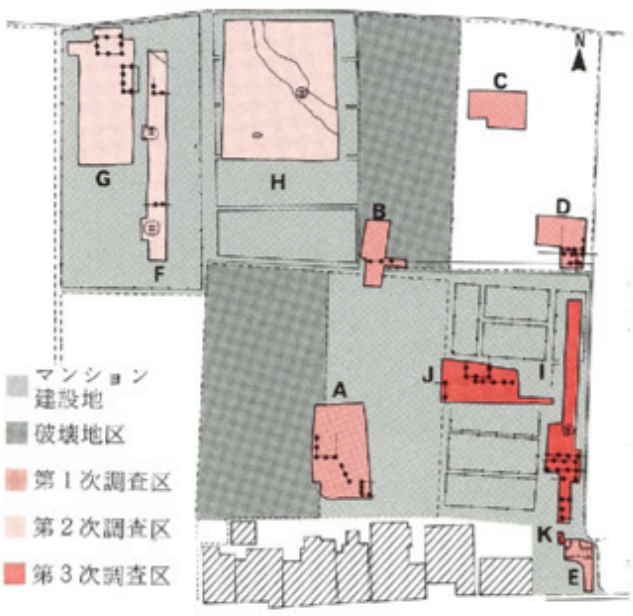

fig. 8　発掘区位置図 1：2000

fig.9　発掘した4基の井戸

井戸枠は、四方に支柱を建て横板を落しこんだSE393と、薄い縦板を重ね，支柱とこれを支える横桟とで固定したSE407、同じく薄板を横桟のみで固定したSE394・395があった。SE393は横板の一部を中世に抜き取られた。SE395は縦板の一部に机の天板などを転用していた。

Ⅲ 遺 構

1. 層 位

調査地は、前章に述べたように、十二坪の中心部分にあたるマンション建設予定地のほぼ中央で、敷地面積の約½が調査前に破壊されたため、調査は遺構面の撹乱の虞れがある盛土部分と養魚池に集中せざるを得なかった。ことに、養魚池はその周囲を鉄筋コンクリートに改装した際、基礎部分を深く掘り下げただけでなく、池底も金魚の病気予防のため毎年浚えているので、その虞れは強かった。しかし、発掘の結果、旧水田の耕土が削られている程度で、遺構そのものへの影響はほとんどないことが明らかとなった。

単純な層位

層位は調査地域全体で共通し、1）旧水田耕土　2）床土層　3）黄褐色粘質土層ないし灰色砂層　4）黒色粘砂層の順で移行する。遺構はすべて3）の黄褐色粘質土ないし灰色砂層を切りこんで形成されていた。この層は最も厚いところで1.6 mの厚みがあり、粘土質と砂質が面的にも層的にも複雑に交代しながら分布している。

三次にわたる発掘調査で検出した遺構は、平城京造営以前の遺構、平城京の遺構、およびそれ以降の遺構である。平城京造営以前の遺構はSD397、398の2条の自然流路である。SD398は南北28m分を検出。ともに西北から東南に蛇行して流れる。流れの方向は調査地の西側に広がる西之京丘陵の谷地形の方向と一致し、奈良時代の条坊設定以前の自然流路の方向を物語っている。

2. 奈良時代の遺構

平城京の遺構は、八条大路北側溝のほか、掘立柱建物13棟、井戸4基、掘立柱塀3条、溝、土壙などがある。これらは、遺構の重復関係や出土遺物、国土座標に対する軸線の振れからA～Cの三期に区分できる。

三期の遺構

A期の遺構　この時期の遺構は主軸方位が国土方眼座標にほぼ一致する。十二坪内は、東西塀SA385によって南北に二等分され、その南北がさらに数等分されていた可能性がある。

SB382　発掘区の関係から東側柱は未検出だが、遺構の状態から3間2間の南北棟の可能性がある。柱間は桁行が0.9 m（3尺）、梁間1.3 m（4.3尺）である。

SB383　北側は中世の土壙により破壊されているが、桁行2間以上、梁間2間の南北棟の可能性がある。柱間は桁行、梁間とも1.9 m（6.3尺）。

SB388　東西塀SA385の北3 mにある東西棟建物。北半分は中世の土壙によって切られ不詳だが、南半分は3間分の柱穴を検出した。柱間は1.5 m（5尺）等間である。

SB389　3間2間の東西棟、桁行は1.8 m（6尺）等間、梁間8.3 m（5.5尺）である。

SB390　東側柱は発掘区外におよび、未検出だが3間2間の南北棟であろう。桁行は1.7

m（5.6尺）等間、梁間は1.3 m（4.3尺）である。

SB391 東西、南北とも各1間分の柱穴を検出したが、中世の土壙と重複しているため規模等は不詳である。柱間は南北方向が2.1 m（7尺）、東西方向が1.2 m（4尺）である。

SB400 桁行は3間分を検出し、なお西側発掘区外にのびる東西棟。梁間は2間。柱間は桁行、梁間とも1.85m（6.1尺）等間。柱掘形は0.8 m×0.6 mで3箇所に柱根が遺存していた。この南側柱列の位置は、八条大路北側溝ＳＤ380から坪の½の距離にある。

SB402A 発掘区の南西隅にあるため、南北にならぶ2個の柱穴を検出したのみ。後述するように、宅地割りの点からは1間の塀と考えるべきであろうが、柱掘形が方0.7 mと比較的大きく、3期の重複があるので建物と推定した。柱間は2.7 m（9尺）である。

SE393 四隅に支柱を立て、枠板を落しこんだ井戸、一辺約2.5 mの方形掘形の中央やや北西寄りに設けている。支柱は直径が0.15m、現存高が2.9 m、長軸に平行した溝をほりこみ、一辺0.85mの枠板を落しこむ。枠板は上部が中世に抜き取られていたが、なお、5段分が遺存していた。枠板の高さは0.4 mから0.23mまである。井戸の底には掌大の小礫を敷く。遺物は上層の枠板抜き取り位置から塔婆形の木製品が、井戸底からは平城Ⅲ（750年頃）の完形土器、桃核が出土。A期に作られ次のB期まで存続したことがわかる。

SE395 平城京以前の自然流路SD398の跡に掘られた井戸。SD398に堆積した灰褐色荒砂層を方1.2 m、深さ2 m掘り下げ、一辺約0.6 mの井戸枠を設置している。井戸枠は机の天板、棚状の板、および巾0.2 mの薄板を重ねて縦板とし、内側を横桟で固定していたが、一部崩れていた。土器は掘形から平城Ⅱが、井戸底から平城Ⅱ・Ⅲが出土した。また桃核、ヒョウタン種子、クルミなども出土。

SA385 十二坪内部を南北に2等分する東西塀。B・Dトレンチで5間分を検出し、東西に44m続くことを確認。柱間は2.1 m（7尺）等間。

tab. 2　奈良時代の遺構
各時期に分類した遺構は、上限の時期のみを示す

時期	遺	構	備　考
A期	SB382	SD380	遺構の主軸方位は方眼方位に一致。
	〃 383	SE393	
	〃 388	〃 395	
	〃 389	SK396	平城宮土器編年のⅡ（730年頃）を上限とする。
	〃 390	SD406	
	〃 391	SA385	
	〃 400		
	〃 402A		
B期	SB401	SA386	遺構の主軸方位は方眼方位に東偏。平城Ⅲ（750年頃）を上限とする。
	〃 402B	〃 403	
	〃 404	SE394	
		〃 407	
C期	SB387	SD405	遺構の主軸方位は方眼方位に西偏。平城Ⅴ（780年頃）を下限とする。
	399		
	402C		

fig. 10　十二坪検出遺構図

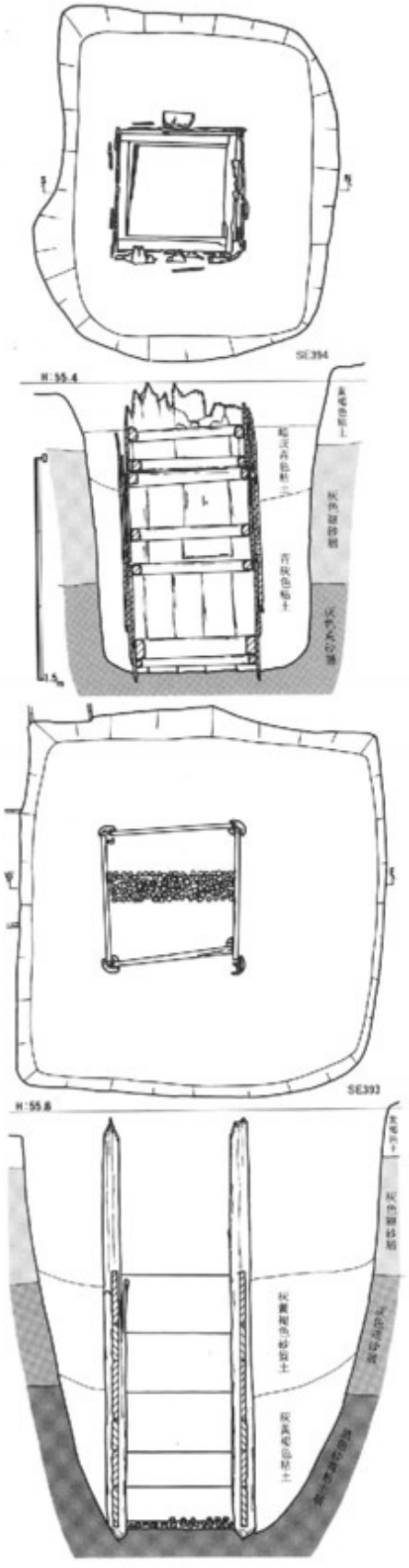

fig. 11　井戸遺構図

SD380　八条大路北側溝SD380は、敷地の関係から小規模の発掘にとどまったが、東西5.5 m分を検出。溝幅は4 m、深さ0.5 m、岸はシガラミで護岸していたらしく木杭が数本残っていた。溝内から皇朝銭、帯金具、桃核、馬歯が出土。溝心の座標はX＝－149210.90、Y＝19384.060である。

SD381　SD380に注ぐ幅1 mの南北溝。調査当初は十二坪を東西に分ける溝かと想定されたが、この溝の延長線上にSB400の妻側柱例があたりその性格はなお検討が必要である。

SK396　SE395の西南12 mにある土壙。東西2.2 m、南北0.8 m、深さは遺構面から0.35 mの長方形土壙。内部からは炭化物に混じって鹿角、獣骨片、桃核などが出土した。

B期の遺構　この時期の遺構は主軸方向が方眼座標に対し、北で東に振れることが特徴である。

SB401　建物の北半分は発掘区外にあるが、南北2間以上の南北棟の可能性がある。桁行1.8 m（6尺）、梁間2.4 m（8尺）

SA403　SB401の南約0.7 mにある東西塀、SB401の目隠し塀か。4間分7.6 mを検出。柱間は不等で、1.2 m（4尺）から2.7 m（7尺）である。

SB402B　401Aを同位置で建て替えた建物である。

SB404　東西の妻は発掘区外のため、規模は不詳だが、現状は桁行4間以上の東西棟建物である。柱間は、桁行が2.2 m（7.4尺）等間、梁間は2間とすれば、1.4 m（4.6尺）間である。柱掘形から平城Ⅲ（750年頃）の完形の平瓶（へいびん）が出土。

SE394　南北2.3 m、東西1.9 mの掘形中央にある一辺0.9 mの井戸。井戸枠の高さ2 m分が遺存。各辺は長さ1.3 m、幅0.2 mの薄板4～5枚を縦2段に組み合せ、内部は横桟で固定する。横桟は6段分が残っていた。井戸内部から平城Ⅲ～Ⅴ（780年頃）の土器、神功銭、櫛などが出土。

SE407　南北1.9 m、東西2 mの掘形のやや南寄りに据えられた井戸。井戸枠は崩れて内部に落ちこんでいたが、もとは西隅に支柱を建て、横桟によって固定し、幅0.2 mの薄い縦板を組み合わせていた。内部から平城Ⅲ～Ⅴの土器、和同銭、桃核などが出土した。

SA386　A期のSA385の北約1.6 mにある東西塀。2間分を検出、さらに西に続く可能性がある。柱間は1.7 m（5.6尺）等間で、主軸は方眼方位に対し3°20′東偏する。

C期の遺構　この時期の遺構は、主軸方位がB期と逆に方眼座標に対し西偏する。今のところこの期の遺構は少ない。

SB387　発掘区の西南隅付近で検出した東西3間以上、南北2間以上の建物の全体の規模は不詳である。柱間は東西が1.4 m（4.6尺）等間、南北は1.6 m（5.3尺）間である。

SB399　南北2間、東西1間以上で、建物の東半分は発掘区外のため規模不詳だが、東西棟建物の可能性がある。柱間は南北が2 m（6.6尺）である。

SB402C　SB402Bを建て替えた建物である。

SD405　八条大路北側溝SD380の北2.8 mにある幅0.4 mの東西溝。発掘区が狭く、ごく一部を検出したにとどまるが、位置からみて築地塀の北雨落溝の可能性がある。溝内から平城Ⅳ（760年頃）の土器が出土。

以上、各時期の遺構について述べてきた。ここでA～C期の実年代について見通しを述べておこう。

A期は、井戸SE395やSE393出土の土器が平城Ⅱ※であることからみて、730年頃を上限とみることができる。B期は、建物SB400の柱掘形や井戸SE394、407出土土器が平城Ⅲであることから、750年頃を上限とする。C期は東西溝SD382や井戸407出土土器が平城ⅣやⅤであることから、下限を奈良末におくことができる。

※平城宮土器編年（『平城宮発掘調査報告Ⅶ』1978　P140一部省略）

	主要遺構	略年代	年代推定の根拠	
平城宮Ⅰ	SD 1900下	710	木簡	701～710年
〃　Ⅱ	SK 2102	730	〃	728～729年
〃　Ⅲ	SK 2101	750	〃	746・750年
〃　Ⅳ	SK 219	765	〃	762年
〃　Ⅴ	SK 2113	780	〃	758年以降

fig. 12　金属製品
1　帯金具（SD380）
2　瓔珞（Cトレンチ）
3　和同開珎（SD380）
4　神功開宝（SD380）

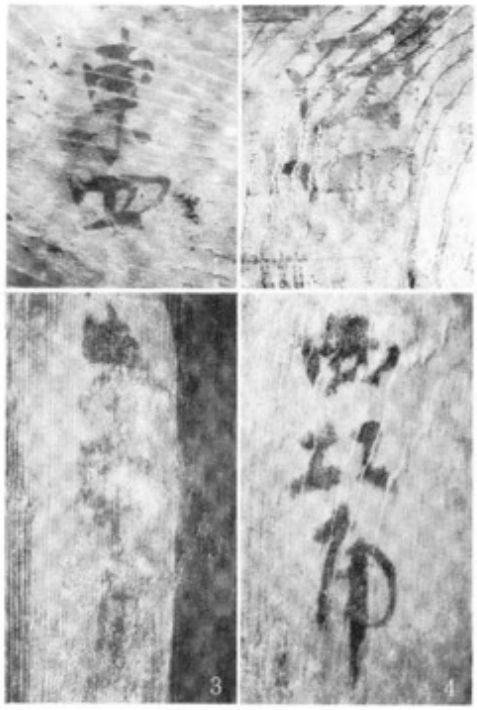

fig.13　井戸の番付
SE 393の井戸枠の番付である。これは井戸を組み立てる時のもの。支柱には方位が、枠板には方位と下からの段数が書かれている。
1. 東　西　2. 西　四
3. 東南角　4. 西北角

地割り　三時期の遺構は右京八条二坊十二坪にどのように配置されていたのであろうか。

1800尺の計画寸法　地割りを論ずる際に前提となる十二坪の規模についてまず述べよう。京内の発掘と遺存地割りの計測とによって、平城京条坊の計画寸法は1800尺であること[1]、この基準尺は東1坊大路等の発掘から、尺＝0.2949mであること[2]が判明した。坪の計画寸法は450尺であるから、今回発掘の八条大路北側溝SD380をもとに、八条大路の幅を仮に8丈として求めた道路心から450尺（132.8m）北が十二坪と十三坪の坪境となる。ここはI章に述べたように運河の推定地で、正確な幅員が明らかでなく、仮に小路幅2丈（5.9m）とし、その½を差し引いた十二坪の南北規模は118m（400尺）となる。次に、平城京内の坪内部の南北の分割は、溝や塀によって南北に2[3]・4[4]・8[5]等分する例がある。東市北側の左京八条三坊九坪では坪の南からほぼ¼、⅛、⅛、⅛の順に区画されていた。これらをもとに、右京八条二坊十二坪の遺構配置を検討すると、東西塀SA385はSD380を基点とする十二坪の南北規模118mの½（以下SD380を基点に南からの距離を単に分数で示す）に、東西棟建物SD400の南側柱は⅛にほぼ一致。他の遺構の多くも8等分点に重複せずに位置する。唯、A期のSB389は⅞が棟通りとなるので、ここは¼の区画の可能性がある。またSB402は⅜が柱間の北から2間目にあたり、SB389同様、¼区画の可能性もあるが、前述のように建物全体が未検出であり、なお検討を要する。C期のSB387は½上に位置するが、検出建物が少ないため、この時期地割りに変更があったのかどうかは不詳である。

南北を¼⅛に区画　以上、十二坪はA・B期を通じて南北長が¼ないし⅛に区画されていた可能性を述べたが、検出遺構が少なく、今後の検討が必要である。また東西の区画については、坪の中心にあたる敷地を事前に掘り返され、調査不能となったこともあり、手懸りを得られなかった。

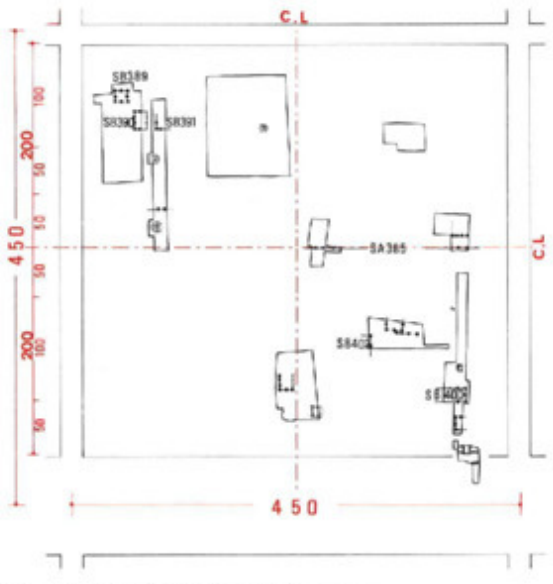

fig. 14　十二坪の地割り（単位：尺）

1. 奈文研『平城宮発掘調査報告』Ⅱ（奈文研学報第15冊）1962　P99—102
2. 東一坊大路心と二坊々間路心の実測値400.239mに朱雀大路の方眼方位に対する振れの修正を加え、両路心間の計画寸法1350尺で除した数。奈文研『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』1975
3. 奈文研『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』1980　P15
4. 奈文研「左京五条一坊の発掘調査（第90次）」『昭和49年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1975　P29—30
5. 奈文研編『平城京左京八条三坊発掘調査概報—東市周辺東北地域の調査—』1976（奈良県）P12—14、46

2. 中世の遺構

中世の遺構は種類が少なく、掘立柱塀1の他墓壙と大小様々の土壙があるのみである。

SA384 Aトレンチで検出した2間の掘立柱塀、総長1.9m（6.3尺）である。柱掘形は径0.2mと小さく、軸線は方眼方位に対して約30°西偏する。

蔵骨器

SK408 SB391に接する一辺、深さとも約0.4mの方形土壙。内部から口縁を上に向けた瓦製火舎（fig 20—4）が出土。蔵骨器として転用したのであろう。副葬品はない。

SK409 SK408の南に接する一辺約0.5mの不整形土壙、深さ0.4m。内部から完形の、製作中に焼け歪んだ土釜（fig 20—3）が出土した。蔵骨器として使用したのであろう。

SK410 SE393の南に接した楕円土壙。上部を別の土壙に切られているが現存部分からみて、もとは南北0.6m、東西0.4m、深さ0.5m程度の土壙であろう。内部から口縁をや

完形の土釜

や北に傾けた土釜（fig 20—2）が出土。火に懸けた痕はなく、やはり蔵骨器であろう。

SK415 Gトレンチに多い不整形土壙のひとつ。径約3m、深さ1.5mの袋状を呈する。内部からは土釜、瓦器片が若干出土したのみ。G・Fトレンチの一部などで、こうした土壙が複雑に重複していた。その性格は、分布が粘土層の地山部分に集中し、砂層部分ではみないこと、袋状に掘ることからみて、粘土採取を目的とした土取りの痕ではなかろうか。

以上、長岡遷都後、中世に至る迄、十二坪の消息を伝える遺構はない。程なく水田化したのであろう。中世のある時期、十二坪の一部は葬地として使用され、その後、粘土採取

土器の原料取

を目的とした土取りが行われたらしい。その目的は明らかでないが、東大寺文書（fig 15）などにみる土器（かわらけ）の原料採取の可能性もあり得よう。

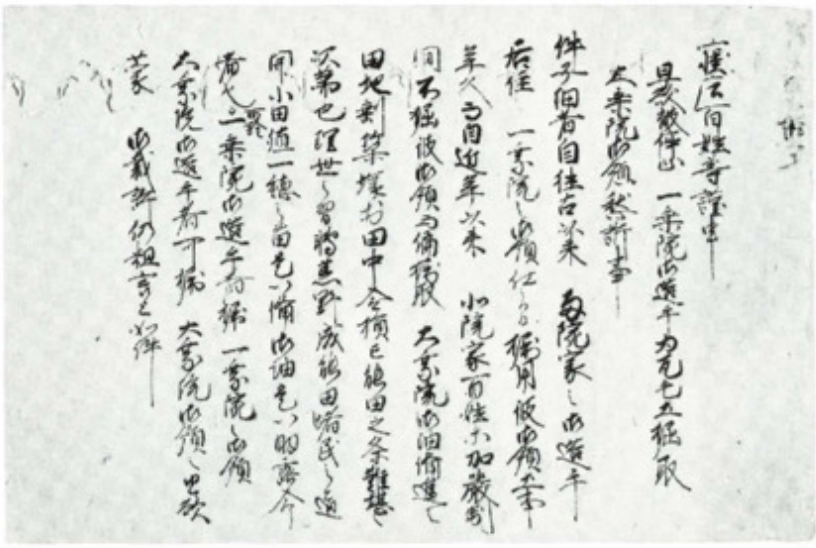

荘庄白姓等謹申
且欲レ被二停止一一乗院御遣手為二瓦毛土一掘二取
大乗院御領一愁訴事

瓦毛（カワラケ）　馬の毛色のこと。ここでは土器（カワラケ）の意味に使っている。

fig. 15　土盗人の取締を訴えた文書

fig. 16　奈良時代の土器セット

Ⅳ 遺 物

1. 土 器 類

A 奈良時代の土器

土器類は調査区全域から出土したが、その量は概して少ない。それは調査地一帯が15世紀以降に土採集の場となり、奈良時代の遺構の多くが削られたことによる。そのため、奈良時代の遺構に伴う土器は少ない。ここでは、4基の井戸から出土した土器を中心に述べよう。

ＳＥ395出土土器（fig.17－1～14） 井戸枠内から出土した器種には土師器杯A・椀C・皿A・C・高杯・甕A、須恵器杯A・B・杯B蓋・壺A・壺蓋・甕がある[1]。これらは平城宮ＳＫ820出土土器と共通する内容をもつ[2]（750年頃）。掘形からは小片であるが土師器杯A・皿A・高杯・鉢B・甕A、須恵器杯A・B・杯B蓋・鉢A・甕Aなどが出土。これらは平城京左京1条3坊遺跡の溝ＳＤ485出土土器（730年頃）と共通する[3]。以下、井戸枠内の土器につき述べる。

土師器 杯A（1・2）は平らな底部に、開いた口縁部がたちあがる。口縁部外面は横ナデし、底部外面はヘラ削りする。内面は全面横ナデ。口縁部の1箇所に煤が付着。灯火器として使用したものか。2は口縁部を横ナデし、底部は不調整。内面に螺旋斜放射暗文がある。椀C（3・4）は口縁部外面上部を横ナデする。4はそれ以下が不調整のようだが、遺存状態が悪く、口縁部外面上部の他、調整状況は不詳。皿C（5・6・7）は口縁部外面を横ナデし、底部外面は不調整である。いずれにも指頭圧痕を多く残す。6・7は、口縁部と底部の境に稜をもち、口縁部は外反気味にたちあがる。甕A(8)は大きく外反する口縁部と、卵形の体部から成る。口縁端部は外傾する。胴部は磨滅しているが刷毛目調整の痕を留める。壺A(9)は肩の張った器体に直立する短い口縁部をつける。底部には高台を付す。口縁部内外面は横ナデし、胴部はヘラ磨きを施す。

須恵器 杯A（10・11・12）は平らな底部に開いた口縁部がたちあがる。口径から杯AⅠ(10,口径20cm)と杯AⅢ（11・12－口径16cm前後）に分けられる。いずれも底部外面ヘラ切りのままである。口縁部内外面にロクロナデをおこない、底部内面はナデる。杯B蓋(13)は笠形で頂部の中心につまみをつけ、縁端部が短く直立する。頂部をロクロヘラ削りし、つまみを付した後、ロクロナデする。内面もロクロナデ。壺蓋(14)は平坦な頂部に垂直で深い口縁部をつける。つまみは扁平で中心が微かに隆起する。表面には自然釉が広くかかる。頂部外面はロクロヘラ削り、内面はナデ。口縁部はロクロナデ調整とする。

ＳＥ394出土土器（fig.18－15～19） 井戸枠内出土土器には土師器椀C・皿A・C・高杯・壺B・甕A、・須恵器杯B・杯B蓋・皿E・鉢D・壺A・甕がある（780年頃）。この他、製塩土器と思われる粗製土器がある。

土師器 椀C(15)は内面と口縁部外面上部を横ナデする。外面全面に粗いヘラ磨きをおこなう

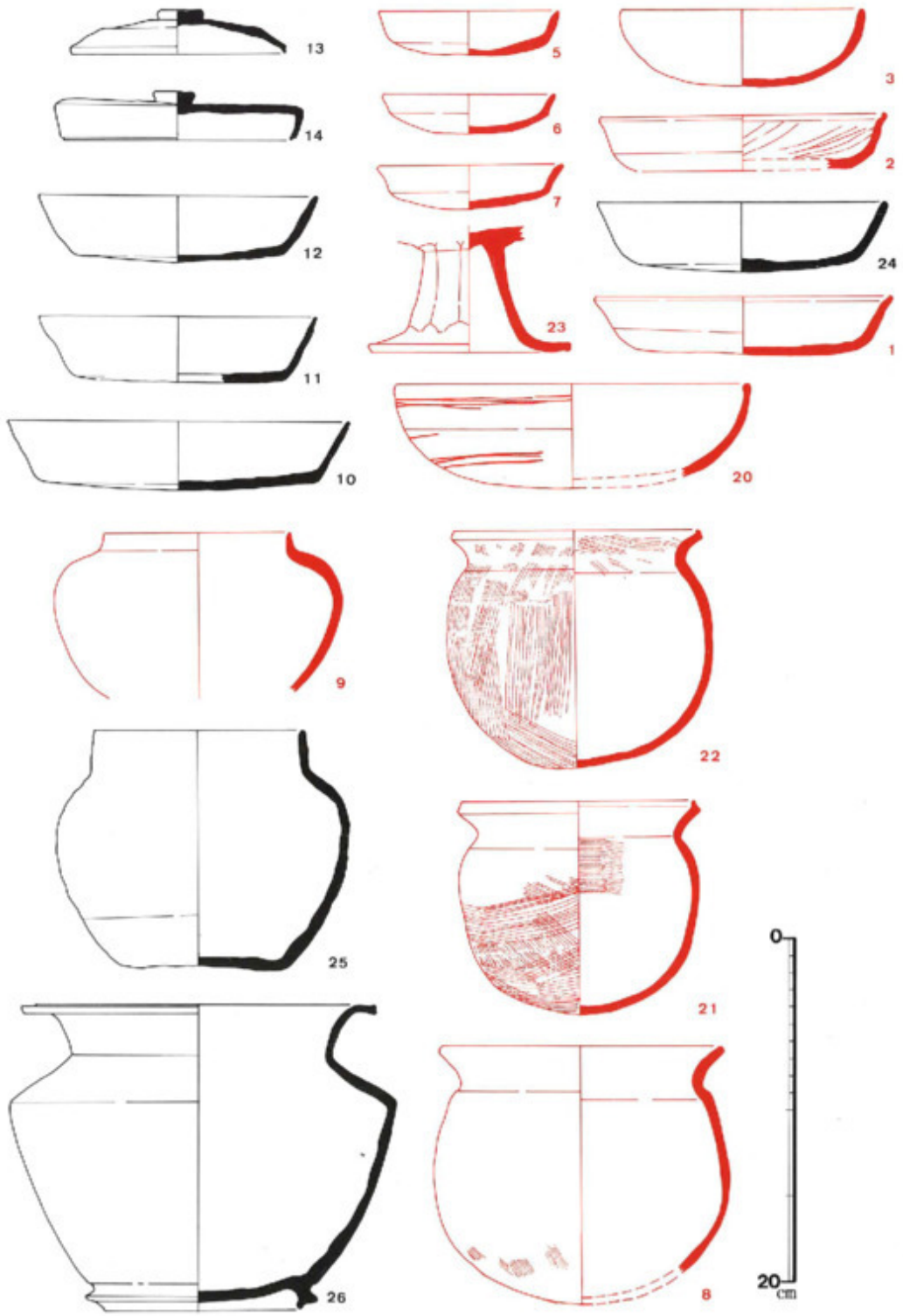

fig. 17　土器実測図1　　SE395出土(1～14)　SE393出土(20～26)

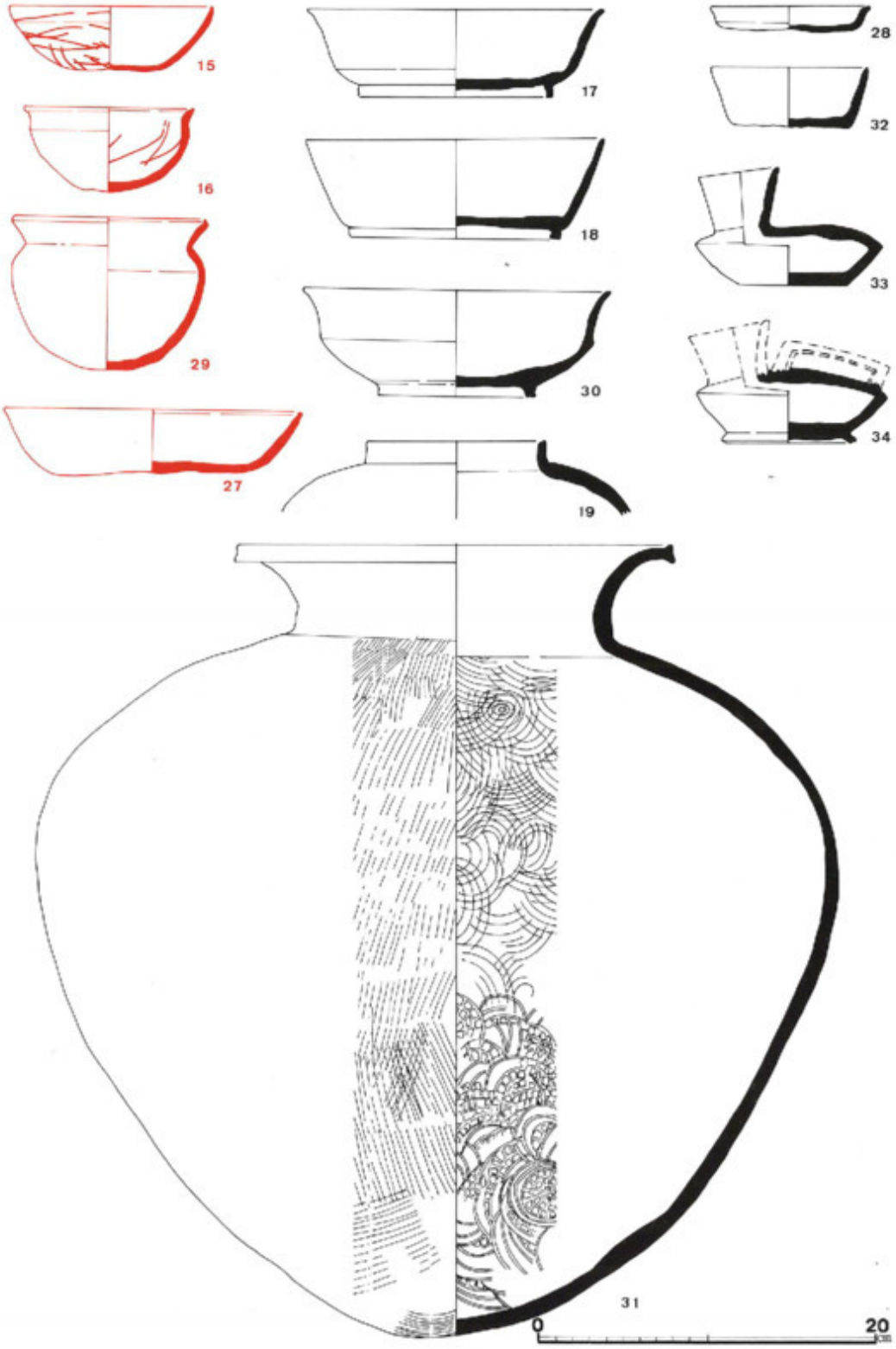

fig. 18　土器実測図 2　　S E 394 出土（15～19）　S E 391 出土（27～31）　その他の遺構出土（32～34）

が、指頭圧痕が全体に残る。また外面に粘土紐巻き上げ痕跡をとどめる。壺B16は広口で丸底につくる小型土器である。口縁部内外面は横ナデ調整。胴内面は、ヘラ状工具で削ったのち、横ナデ調整する。胴部外面は不調整で、粘土紐の痕跡、指頭圧痕をとどめる。人面を墨書きする小型壺と共通の特徴をもつ[4]。

須恵器　杯B（17・18）は杯Aに高台をつけた器である。口縁端部が外方に小さくつまみ出されるもの17と、端部がまるくおさまるもの18がある。底部外面の調整には、ロクロヘラ削りのもの17とヘラ切りの後ナデを施すもの18がある。両者とも口縁部内外面はロクロナデをおこなう。壺A19は肩の張った器体に直立した短い口縁をつける。肩の張りは14ほど強くない。肩部以下を欠失している。

ＳＥ393出土土器（fig.17－20～26）　土師器鉢B・高杯A・甕、須恵器杯A・壺A・Cがある。

土師器　鉢B20は内面と口縁部外面上部を横ナデする。以下はヘラ削りののち、あらいヘラ磨きをおこなう。甕A（21・22）は外反する口縁部とまるい体部とからなる。口縁部は内外とも横ナデによって調整する。口縁部から体部へかけて強く屈曲している。20は体部外面を横方向や斜め方向の刷毛目調整。内面は横方向に刷毛目調整する。胴部外面には煤が付着。21は胴部外面を縦方向の刷毛目調整。口縁部内面を刷毛目調整し、胴部内面はナデで調整する。両者ともほぼ完型で、胴部外面に煤が付着。高杯A23は脚部だけの破片。太い脚柱と裾部とからなる。脚部の外面はヘラで10面の面取りを行なう。内面は不調整である。裾部の内外面は横ナデ仕上げとする。杯部内面には螺旋暗文がある。

須恵器　杯A24は底部外面はヘラ切りのままである。壺B25はさほど肩の張らない胴部に、直立する口縁をつける。底部ちかくの胴部外面はヘラ削り。底部はナデ調整を加える。壺O26は肩が張り、稜角をなす低い胴部に、外反する広口の頸部と外傾する高台をつける。胴部内外面ともロクロナデをおこなう。

ＳＥ396出土土器（fig.18－27～31）　井戸枠内の土器には土師器杯A・皿C・高杯・壺E・甕A、須恵器杯A・Bがあり（780年頃）、掘形からは土師器杯A・竈・ミニチュア小竈、須恵器杯B蓋・甕B・C（750年頃）が出土。これらはいずれも小片である。

土師器　杯A27は口縁部外面の全面をヘラ削りする。内面は全面横ナデ。皿C28は口縁部外面上部を横ナデする。底部は磨滅しているが不調整のようである。口縁部の一部に煤が付着。甕A29は広口で丸底に作る小型の器。口縁部内外面ともロクロナデ調整する。胴部内外面に煤が付着し、とくに外面は著るしい。断面の色調は、二次的な火を受けたためか土師器同様、灰褐色を呈す。土師器として扱ったが、須恵器の可能性がある。

須恵器　杯B30は深い杯部中央に稜をもって外反する口縁部をもち、稜椀に似た器形。底部に高台がつく。内外面ともロクロナデ調整とするが、底部外面はロクロヘラ削り調整もする。またここには判読不能の墨書がある。緻密な胎土と器形から、播磨産[5]と考えられる。甕A31は

肩がまるく張った長手の器体と、大きく広くひらく口頸部とを備えた器形。外面は縦方向の叩きの後、横方向のカキ目調整をする。内面に当板の同心円文をとどめるが、器体の上半と下半とで種類が異なる。

その他の遺構出土土器（fig.18－32～34）

多くの器種があり、二彩小壺なども含む。ここでは須恵器杯A・平瓶について述べる。

須恵器杯A(32)は小型の器で、口縁部内外面はロクロナデを行ない、底部外面はヘラ切りのままとする。ＳＤ380出土。平瓶（33・34）はいずれも小型品である。平坦な上面と体部側面との間に稜をもつ。体部に円板を貼りつけて上面を作り、一方に偏した位置に円孔を穿って口頸部を接合する。34には把手と高台がつく。33はＳＢ404の柱掘形、34はＳＤ405出土。

B　中世の土器（fig.19－1～7）

七師器の小皿・土釜、瓦質の火舎・擂鉢(6)、瓦器椀が出土している。

土釜（1・2・3）は、内傾する口縁部とまるい体部とからなる。口縁端部は外方に折り返すものと、上端を浅く凹ませる二種がある。口縁部内外面および鍔部に横ナデを、体部内外面にナデ調整を行なう。器壁は薄く、胎土も精選している。鍔は口縁部近くに貼りつける。1の鍔断面は三角形を呈し、機能的でない。1はＳＥ393、2はＳＫ410、3はＳＫ409出土。火舎(4)は短い三足をもつ平らな底部に外傾する体部をもち、口縁部は外開きとなる。口縁部内外面を横ナデし、内面はさらに横方向のヘラ磨きを粗く施す。体部外面には縦方向のヘラ磨きを施し、内面は横方向の調整。底部外面は不調整である。ＳＫ408。擂鉢(5)は平らな底部に大きく外傾する体部をもち、口縁部に片口をつける。内面は口縁部のみ横ナデ調整を施し、縦方向に7条を1単位とした擂り目を放射状に11箇所施す。包含層出土。以上の土器はいずれも蔵骨器として用いられたものであり、その年代は15世紀前半に位置づけることができる。瓦器椀（6・7）は浅い椀で、断面三角形の低い痕跡程度の高台を貼りつける。内面と口縁部外面を横ナデした後、ヘラ磨きを粗く行なう。7は外面に指頭の圧痕が残る。底部外面は不調整。底部内面に螺旋暗文を施す。

今回出土した中世土器は、土釜が多く、椀・皿など他の器種が非常に少ない。この土釜は、火に懸けた痕がみられないことや焼け歪んでヒビの入った例が存在すること、土壙ＳＫ409、410から埋納された状況で出土したことからみて、日常什器ではなく蔵骨器として用いられたのであろう。土釜を蔵骨器として用いた例は奈良市内の元興寺極楽坊境内遺跡(7)や古市城跡(8)にある。両遺跡出土の土釜には、死去の年月日を墨書したものがあり、土釜編年の重要な資料となっている。本遺跡出土の土釜には墨書等は認められなかったが、両遺跡の資料をもとに、その年代を15世紀前半を中心とした頃と推定しておく。

fig. 19　土馬　土馬は水神に捧げるため、清や井戸におさめたとされる。

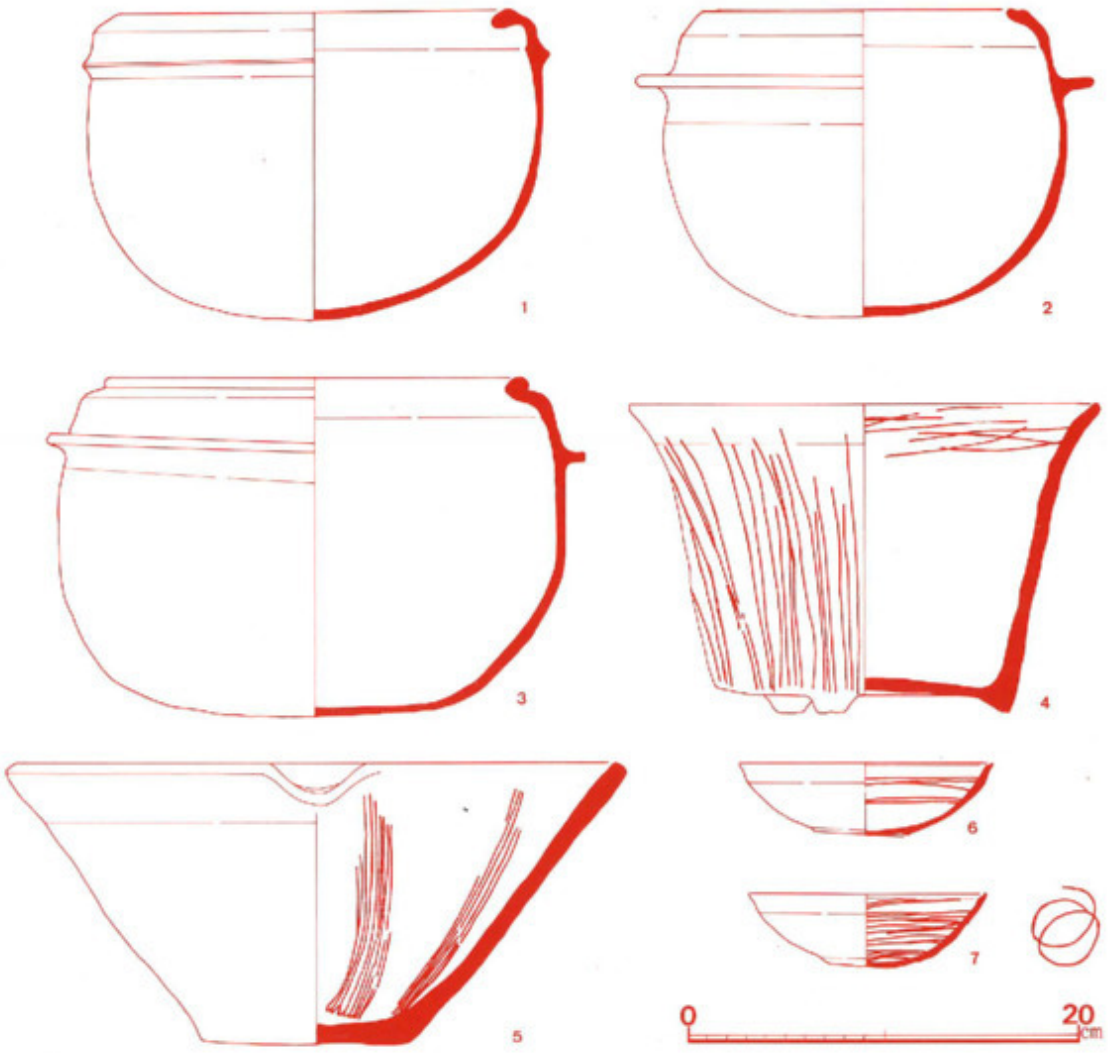

fig. 20　中世土器実測図　ＳＥ393出土（1）　ＳＫ410出土（2）　ＳＫ409出土（3）　ＳＫ408出土（4）
その他の遺構出土（5～7）

C 土　馬

井戸ＳＥ395の埋土上層から２点出土した。うち１点は左後足が折れていたが体部は完存していた（fig.19）。他は足の一部のみ。完存例は、鞍を表現したいわゆる飾り馬。前足、後足ともにＶ字形に開き、首は扁平で斜め上方に立つ。胴は短く、断面楕円形に作る。尾は先端を尖がらせはねあげる。頭部に円板状の顔面を貼りつけ、竹管で眼をあらわし、耳は粘土板を貼りつける。鞍は胴部上面をくぼませて表現する。全面を丁寧に磨く。全長17.2cm、通高15.7cm。奈良時代中葉のものである。土馬は溝や沼、井戸など水に関係した場所から出土することが多く、水に関連した祭祀に用いたとされている。『続日本紀』慶雲２年６月27日条に市で雨乞いした記事があり、出土した土馬もこうした行為との関連性を考えることもできる。ただし、水野正好氏は、馬は祟り神の乗物であるとし、上述の解釈とは異なる説を提出されている。

1　器種の分類は奈文研の分類法による。
2　奈文研『平城宮発掘調査報告』Ⅶ　1976　P139
3　奈文研『平城宮発掘調査報告』Ⅵ　1974　P144
4　巽淳一郎「平城京における墨書人面土器祭祀」（『古代研究』24）
5　兵庫県教育委員会「上原田遺跡」『播但連絡有料自動車道建設にかかる埋蔵文化財調査報告書』Ⅱ 1980
6　この器種名は、火鉢形、火消壺形の別称がある。
7　『日本仏教民俗基礎資料集成』１　1976（中央公論美術出版）
8　奈良市教育委員会「古市城跡発掘調査報告」
（『昭和55年度奈良市埋蔵文化財調査報告書』）

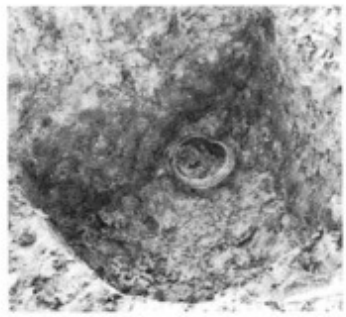

fig.21　土釜の出土状態

fig.22　中　世　の　土　器

2. 木製品・金属製品

多種な木製品

木製品の総数は300点余り、その大半は井戸枠木で、その他、八条大路北側溝ＳＤ380から曲物底板4（fig.23－3）・木皿1・横櫛1、井戸ＳＥ394から曲物底板2・同側板・横櫛2・尖頭棒1、ＳＥ394上層の土壙から方形板1（同・4）・角材1・柄杓（同－6）、ＳＥ393から曲物側板・尖頭棒1・塔婆形木製品1（同・5）、ＳＥ395から曲物底板1・刀子状木製品1（同－1）、ＳＥ396から削りかけ1（同1－2）などが出土。また、ＳＥ395の枠木は、多足机天板（fig.24－1）と棚板（同－2）を転用。金属製品はＳＤ380から和同銭1・神功開宝2・帯金具1（fig.12－1）、ＳＥ394から和同銭1・神功開宝1（同－4）ＳＥ396から和同銭1（同－3）、Ｃトレンチから瓔珞（同－2）など出土。

刀子状木製品（fig.23－1）　全長19.3cm、幅1.3 cm。ヒノキ板目材を削り切先は鋭く刃状に、茎は三角形に、背はやや丸味をもつように仕上げる。

祭祀具

削りかけ（同－2）は、現存長12.7 cm、幅1.8 cm。ヒノキ柾目の割り材で、上端を圭頭状に作り、上端近くの両側辺に各1ケ所切り込みを入れる。

曲物底板（同－3）　復原径15cm。ヒノキ柾目材で、側板を木釘で留めた痕跡がある。他の曲物底板の復原径は、15・16.5cm（ＳＤ380）、19・23cm（ＳＥ394）、22cm（SE395）で、いずれも側板を木釘で留める。

方形板（同－4）　9.8×8.5 1.0cmのヒノキ柾目材。中央2ケ所に木釘を打ち込む。33.0×3.8×2.0の角材で、両端近くに2ケ所穿孔したものが共伴した。

仮名書き塔婆

塔婆形木製品（同－5）　全長76.0 cm、幅3.1 cm。ヒノキ柾目材で、上半部の両側辺各10ケ所を切り欠き、上端の側辺を切りこむ。下端は尖らせる。両面にひらがな様の墨書があるが解読できない。時期は中世である。

柄杓（同－6）　全長70.7 cmのスギ材で、先端および先端から13cmのところが磨耗し、曲物柄杓の柄と考える。以上、fig.23－4～6は中世のものである。

机の復原

多足机天板（fig.24－1）　現存長64cm、幅48cm、厚2 cmのヒノキ柾目材、短辺から7 cmのところに高1 cm、幅6.2 cmの台形の脚座を作り出し、脚をさし込む方形の柄穴を7箇所穿つ。正倉院には18・22・26・28・32足の多足机

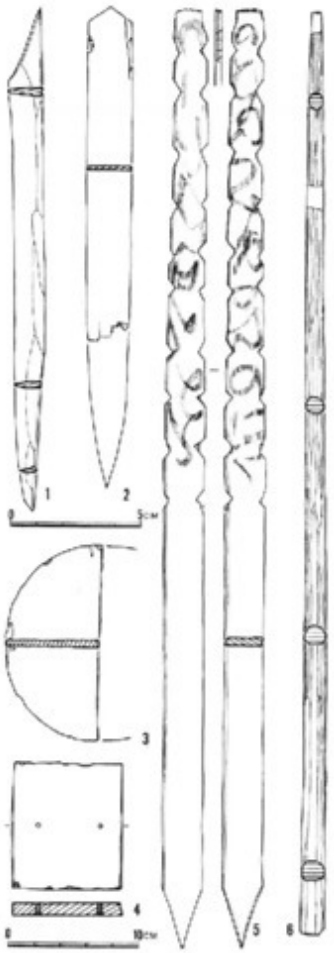

fig.23　木製品実測図
1 刀子状木製品(SE395)　2 削りかけ(SE39
3 曲物底板　(SD380)　4 方形板　(SE39
5 塔婆形木製品(SE393)　6 柄杓　(SE39

があり、それを参考に、本例は18足、幅68.8cmと復原した。正倉院の多足机は、各列の端から2番目の脚、計4脚は天板上面に貫通し、上から楔で留める点本例と異なる。

棚板（fig.24）　133×59×3 cm のヒノキ板目材の短辺4隅に、長さ25cm以上、幅5～6 cm の突起をつくりだし、4ケ所に4×6 cm前後の枘穴を貫通させる。

金属製品

帯金具（fig. 12－1）　烏油(くろつくりのこしあぶ)腰帯の巡方で、表面に黒漆膜が残る。表金具は2.12×1.75×0.19 cmで、裏面4隅のやや下寄りに鋲足を鋳出す。裏金具は2.04×1.75×0.14cmで、4隅の小孔に鋲先を貫通させる。下寄りの長方形透しは1.66×0.60cm、表裏両金具の透間は0.25cmである。分析では銅製で、鉛5％前後を含み、錫の含有は痕跡程度である。

瓔珞（同－2）　佐波理(さはり)容器の破片を転用したもので、周囲を切断して2.87×2.54cmの隅丸方形に整形し、上端中央に小孔を穿つ。錫・銅から成り、鉛は含まない。

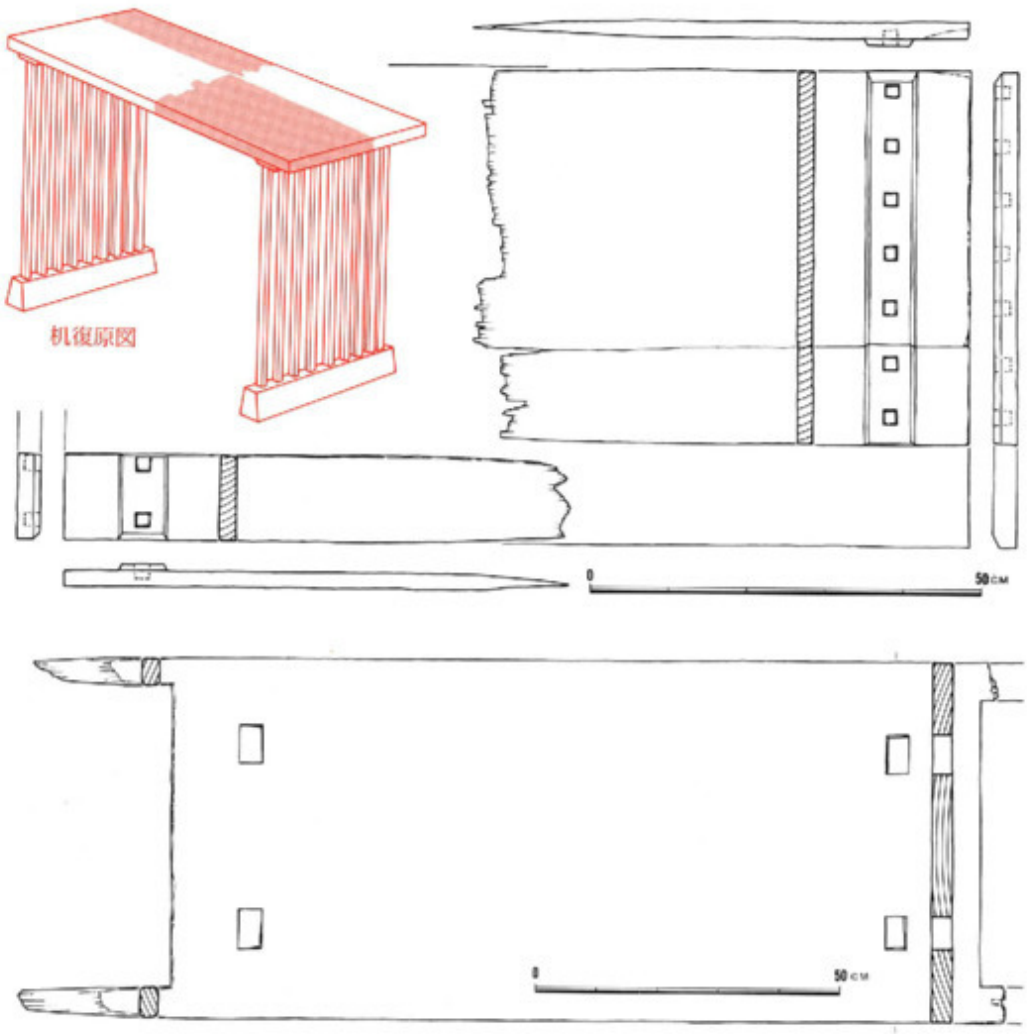

fig. 24　多足机・棚板状木製品

V まとめ

今回の調査地、平城京右京八条二坊十二坪は、西市推定地の西南の坪にあたる。1980・81両年の3回にわたる調査は、この坪内に11箇所（A～K）の発掘区を設け実施した。十二坪主要部分の事前の破壊と種々の困難にもかかわらず、奈良時代以前—平城京設置前の自然流路、奈良時代の遺構、および中世の遺構を検出することができた。各期の遺構および遺物については前章までに述べたところであるので、一応のまとめをおこない、問題点を指摘しておこう。

1) 奈良時代の遺構には八条大路北側溝やこれに平行する築地の雨落溝と推定する溝、坪内部を南北に区画する塀、掘立柱建物14棟、井戸などがある。この時代の遺構は建物の重複関係や主軸方位の違い、出土遺物などから大きくA・B・Cの3時期に分けることができる。

2) A期は建物の主軸方位が方眼座標にほぼ一致する時期、B期は建物の主軸方位が方眼座標に対し、北で東偏する時期、C期は建物の主軸方位がB期と逆に、方眼方位に対し北で西偏する時期である。土器を指標とした各時期の年代は、A期の上限は730年頃、B期の上限は750年頃、C期の下限は奈良時代末と推定できる。

3) 坪の南北の地割りは、A・B期では十二坪の南北長の¼ないし⅛に区画されていた可能性がある。すなわち東西塀SA385が、十二坪の南北2等分点に位置し、さらに他の個々の建物および井戸などの配置からみて、南から順に⅛、¼、⅛、⅛、⅛、¼と区画されていたのではなかろうか。こうした地割の状況は、平城京内の左京八条三坊九坪や左京五条一坊四坪などにみられた宅地割と類似したところがある。市内部の区画が他の条坊同様の区画に則っていたのか否か、今後の検討が必要であろう。

4) 十二坪の南から第2区画は、SB402と推定した掘立柱建物がある。これは比較的大きな柱掘形をもつこと、2時期の重複があることから、建物とすればこの区画における主屋的な機能を果したと

◀fig.25「西市交易銭」木簡

西市（司）交易銭は市司におかれた交易銭を指し、この銭を用いて市司は京職等の官司が必要とする物品を市で購入したと推定される。平城宮SK820出土。『平城宮木簡』1—487。同時に出土した木簡に「西市司交易銭」同1—489「・西市司□・天平十九年□月廿□」同1—488などがある。

みられる。また、最北端の区画は、建物ＳＢ389、390、391が鉤ノ手状にならび、これらが3棟1体で機能を果したのではなかろうか。これら建物の東側、井戸ＳＥ395の周辺は、土層の状況が良好であったにも拘らず、この時期の遺構が存在せず一種の空閑地であった可能性がある。しかし坪境に近いこともあって、ここが単なる空閑地なのか、直ぐ北側の堀河痕跡の問題とあわせて、あるいは「広場」として機能したのかは、検討の余地がある。

5) 十二坪の東西の区画については、南北の区画のあり方や他の条坊の例からみて、2等分されていた可能性もあるが、その推定位置は、調査直前に掘り返されていて、考究すべき手懸がなく確認できなかった。将来の課題である。

6) 八条大路北側溝ＳＤ380に平行する東西溝ＳＤ385をその位置から十二坪を区画する南辺築地の北側雨落溝と推定した。第Ⅰ章にみたように市の周辺は垣によって区画されたと伝えられるが、敷地の関係から延長部分の追求が困難であったこと、築地塀は通常瓦葺とされているが、重圏文軒丸瓦が近くの井戸ＳＥ407内から出土したものの、全体に瓦の出土が微量であることなど、なお問題は残る。

7) 中世の遺構は、土壙が主体である。このうちＳＫ408～410等のごとく、瓦製火舎や土釜を埋納した遺構は、この時代の庶民の墓地であろう。それは、これらの土壙を含め、調査地全域から出土した土釜に火にかけた痕跡がないこと、なかに焼成時の焼け歪みを留める遺品があって実用に耐え得ないことからみて、当初から蔵骨器として使用した可能性が強いからである。土釜を蔵骨器とすることは、竈に対する生命の甦り思想にもとずくとする説がある。

8) 墓地が営まれてからいくばくもなく、この地を掘り返して大量の土取りが行われたようである。この土取りは、地山の粘土採取を目的としたようで、砂地の部分には及んでいない。この土採取の目的に関しては、なお明らかではないが、東大寺文書によれば土器の原料に資するためと解することもできる。

以上、過去3回の調査成果とその問題点をあげた。しかし、調査自体すでに述べたように諸々の要因から十二坪のごく一部の発掘にとどまり、十分な成果をあげたとは言い難い。今後の継続調査が必要であろう。さらに西市推定地全体についても、範囲の確認と内部構造の解明を目的とした調査を早急に進めることが肝要と思われる。

また、西市とともに平城京における経済の中心であった東市についても、周辺は急速に都市化しており、やはり調査と保存対策が緊急の課題となっている。

平城京市関係史料（抄）

「養老令」

職員令 左京職条

左京職右京職此に准ぜよ。司一を管す。

大夫一人。左京の戸口、名籍、百姓を字養し、所部を糺察し、貢挙、孝義、田宅、雑徭、良賤、訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、衆伎、道橋、遞所、闌遺の雑物、僧尼の名籍の事を掌る。亮一人。大進一人。少進二人。大属一人。少属二人。坊令十二人。使部卅人。直丁二人。

職員令 東市司条

東市司西市司此に准ぜよ。

正一人。財貨の交易、器物の真偽、度量の軽重、売価の估価、非違を禁察する事を掌る。佑一人。令史一人。価長五人。物部廿人。使部十人。直丁一人。

関市令 市恒条

凡そ市は、恒に午の時を以て集まれ。日入らむ前に鼓三度を撃ち散れよ。度毎に各九下。

関市令 毎肆立標条

凡そ市は、肆毎に標を立て行名を題せ。市の司貨物の時の価に准じて三等に為れ。十日に一簿を為れ。市に在りて案記せよ。季別に各本司に申せ。

関市令 在市条

凡そ市に在りて興販せば、男女は坐を別にせよ。

関市令 除宮市買条

凡そ官の市い買はむを除いては、皆市に就て交易せよ。坐ながら物の主を召び、時の価に乖き違うことを得ざれ。官私を論ぜず、交其の価を付けよ。慝に違うことを得ざれ。

捕亡令 得闌遺物条

凡そ闌遺の物を得たらば、皆随近の官司に送れ。市に在りて得たらば、市の司に送れ。其れ衛府の巡行して得たらむは、各本衛に送れ。得たらむ所の物は皆門の外に懸けよ。主の識り認むることあらば、記を験え、保を責うて還せ。

獄令 決大辟条

凡そ大辟罪（死刑）を決せば、皆市に於てせよ。五位以上及び皇族は、犯せること悪逆以上に非ずば、家に自尽することを聴せ。七位以上婦人は、犯せること斬に非ずば、隠処に絞せよ。

雑令 皇親条

凡そ皇親及び五位以上は、帳内資人及び家人奴婢等を遣りて市肆を定めて興販することを得ざれ。其れ市に於て沽り売り、出挙し、及び人を外処に遣りて貿易し往来せしめば、此の例に在らず。

軒丸瓦6012型式

三重圏文軒丸瓦　調査地内での瓦の出土量は微量であり、軒瓦は本例が唯一である。瓦当面中心に珠文を1個おき、三重の圏線がめぐる。重圏文軒丸瓦は、重弧文軒平瓦と組合い、平城宮、難波宮などで用いられた宮の瓦である。井戸ＳＥ407埋土上層出土。

『続日本紀』

和銅5年（712）12月15日

東西二市に始めて史生各二員を置く。

和銅7年（714）9月20日

制すらく、今より以後、銭を択ぶことを得ざれ。若し実に官銭なりと知りて輙く嫌い択ぶ者あらば、勅して杖たしむること一百。其の濫銭の者は主客相対してこれを破りて即ち市司に送れ。

養老6年（722）2月27日

詔して曰わく。市頭の交易、元来価を定む。比日以後、多く法の如くならず。茲に因りて、本源断んと欲するときは則ち業を廃するの家あり。末流禁無きときは則ち奸非の侶あり。

天平13年（741）3月9日

（藤原広継の乱の罪人）東西両市に決杖各五十。

天平13年（741）8月28日

平城の二市を恭仁京に遷す。

天平16年（744）閏正月4日

従三位巨勢朝臣奈弓麻呂・従四位上藤原朝臣仲麻呂を遣して、市に就て京を定むるの事を問わしむ。市人は皆恭仁京を以て都と為さんことを願う。但し難波を願う者一人、平城を願う者一人あり。

天平17年（745）5月10日

是の日、恭仁京の市人平城に徙る。晩夜争い行くこと、相接して絶ゆることなし。

天平宝字3年（759）5月9日

又、勅して曰わく。頃ころ聞く。三冬の間に至りて市辺に餓人多しと。其の由を尋ね問えば、皆云う。諸国の調脚郷に還ることを得ず。或は病に因りて憂苦し、或は粮なくして飢寒すと。

天平宝字3年（759）7月3日

外従五位下食朝臣三田次を西市正と為す。

天平宝字6年（762）正月9日

外従五位下茨田宿祢枚野を東市正と為す。

天平宝字8年（764）正月21日

外従五位下蜜奚野を西市正と為す

天平宝字8年（764）3月22日

頃年水旱す。民稍饑乏して、東西の市頭に乞丐の者衆し。

天平神護元年（765）2月29日

左右京の籾各二千斛を東西の市に糶る。籾斗ごとに百銭。

天平神護元年（765）4月16日

左右京の穀各一千石を東西市に糶る。米価踴り貴きを以てなり。

天平神護元年（765）6月13日

又令すらく。諸司の六位已下雑任已上の者、米二百斛を糶らば位一階を叙せよ。一百五十石を加うる毎に一階を進めて叙せよ。他の物も亦比に准ぜよ。皆七月廿九日を限りて、東西の市において出し売らしむ。唯五位已上及び正六位上は別に其の名を奏せしむ。

宝亀元年（770）3月10日

従五位下山口忌寸沙弥麻呂・西市の員外令史正八位下民使毗登日理を以って、櫛に会賀市司に任ず。

宝亀7年（776）3月6日

外従五位下高市連屋守を西市正と為す。

宝亀7年（776）3月24日

外従五位下長瀬漢広足を西市正と為す。

宝亀8年（777）正月25日

外従五位下陽侯忌寸人麻呂を東司正と為す。

なお、奈良国立文化財研究所『平城京東西市関係史料稿』1981 を御参照いただければ幸いである。

平城京西市跡

―右京八条二坊十二坪の発掘調査―

昭和57年3月25日 印刷
昭和57年3月31日 発行

編集　奈良国立文化財研究所
奈良市二条町2丁目9番1号

発行　奈良県教育委員会
奈良市登大路町123

印刷　奈良明新社
奈良市橋本町36

奈良市　平城京復原模型

奈良県教育委員会